

**第 3 次安城市食料・農業・交流基本計画  
計画骨子案**

## >>目次

<u>1</u>	<u>計画の役割・位置づけ</u>	1
1-1	計画の役割	1
1-2	計画の位置づけ	2
<u>2</u>	<u>計画の期間</u>	3
<u>3</u>	<u>農業を取り巻く社会情勢</u>	4
<u>4</u>	<u>安城農業の現状</u>	6
4-1	農家・農業従事者の現状	6
4-2	生産基盤の状況	9
4-3	農業経営体の現状	10
4-4	都市農業の現状	13
<u>5</u>	<u>市民・農業者の意識</u>	15
5-1	市民の意識	15
5-2	農業者の意識	18
<u>6</u>	<u>安城農業の課題整理</u>	20
<u>7</u>	<u>計画の基本的な考え方</u>	21
7-1	計画の目指す姿	21
7-2	施策の基本方針	22
7-3	計画の体系	23

# 1 計画の役割・位置づけ



## 1-1 計画の役割

- この計画は、安城市農業基本条例第 11 条に基づき、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。
- 今回の「第 3 次安城市食料・農業・交流基本計画」では、これまで個別に定めていた「安城市食育推進計画」と「安城市都市農業振興ビジョン」を統合し、これまで以上に広く農業行政における指針を示すものとします。

### 【安城市農業基本条例】

条例では、農業が支える安全で安心な暮らしづくりの実現のために 3 つの基本理念を掲げており、基本理念の実現を図るために基本的な施策を定めることとしています。

#### <食料の在り方に関する基本理念>

食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることを踏まえ、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び災害等の不測の事態への対応にも貢献することを目標として、将来にわたって安全な食料が安定的に供給されなければならない。

#### <農業の発展の在り方に関する基本理念>

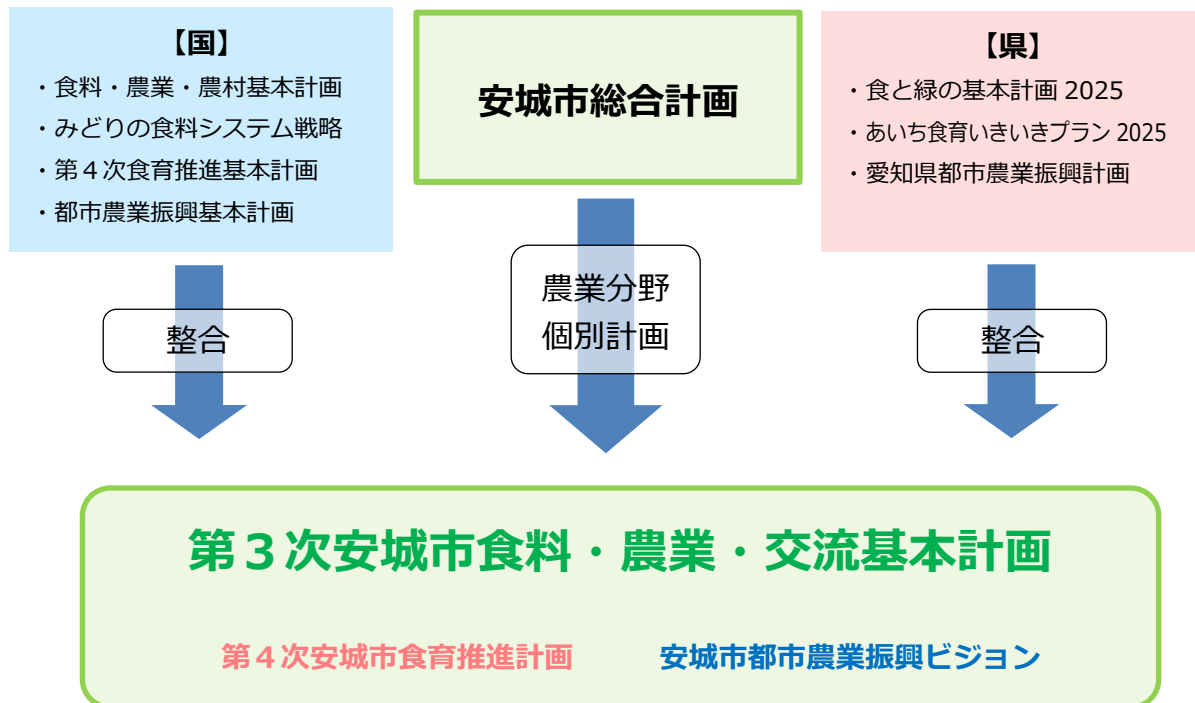
農業は、農地、農業用地その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全への配慮がされ、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

#### <地域住民と農業者との交流等の在り方に関する基本理念>

地域住民と農業者との交流その他の市民及び組織間の交流は、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを推進するための相互理解及び連携を深める上で欠くことのできないものであることを認識して、積極的かつ継続的に行われなければならない。

## 1-2 計画の位置づけ

- この計画の位置づけは、以下に示すとおりです。上位計画である「安城市総合計画」及び国、愛知県の計画と整合を図ります。



## 2 計画の期間



- この計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年度)
安城市	第8次安城市総合計画 (H28~R5)		第9次安城市総合計画 (R6~R13)			
	第2次安城市食料・ 農業・交流基本計画 (H29~R4)	第3次安城市食料・農業・交流基本計画 (R5~R9)				
	第3次安城市 食育推進計画 (H30~R4)					
	安城市都市農業 振興ビジョン (H31~R4)					
国	食料・農業・農村基本計画 (R2~R6)					
	みどりの食料システム戦略 (R3~) ※2050年までの実現目標を設定					
	第4次食育推進基本計画 (R3~R7)					
	都市農業振興基本計画 (H28~) ※期限の定め無し					
愛知県	食と緑の基本計画 2025 (R3~R7)					
	あいち食育いきいきプラン 2025 (R3~R7)					
	愛知県都市農業振興計画 (H29~) ※概ね10年					

## 3 農業を取り巻く社会情勢



### (1) 農業従事者の減少及び高齢化

- 我が国の農業を支える基幹的農業従事者の数は、平成 22 年約 205 万人、平成 27 年約 175 万人、令和 2 年約 136 万人<sup>※</sup>と、10 年間で約 34%の減少という著しい減少傾向にあります。また、その高齢化率も平成 22 年約 61%、平成 27 年約 65%、令和 2 年約 70%<sup>※</sup>と年々上昇しており、労働力の確保に大きな影響が懸念されています。こうしたなか、近年は「新規雇用就農者」や「新規参入者」にわずかな増加傾向がみられますが、これは国の担い手確保策の成果が表れているものと考えられます。また、法人などで従業員として農業に従事する人（新規雇用就農者）の増加は、就農における選択肢が拡大された結果とも考えられます。農業経営体が減少している反面、農業法人は増加傾向にあることから、営農や就農の形が変わってきていることがわかります。

※ 農林業センサスより。ただし、平成 22 年・27 年は販売農家のみの数値、令和 2 年は個人経営体のみの数値。

### (2) 不測の事態に備えた食料安全保障

- 我が国の食料自給率は、カロリーベース<sup>※1</sup>、生産額ベース<sup>※2</sup>ともに低下傾向にあります。食料は、人間の生命の維持と生活に必要不可欠なものであり、安定的な供給を確保する必要がありますが、海外への依存には様々な輸入リスクを伴います。世界的な人口増加による食料不足、気候変動による輸出国の生産減少、国際価格の高騰、政情不安による禁輸措置など、世界の食料事情は不安定な要素が多く、将来に渡り確実に輸入し続けられる保証はありません。不測の事態に備え、国内の農業生産の維持・増大を図り、日頃から食料自給率を高める取組が必要とされています。

※1 カロリーベース：生命と健康の維持に不可欠なエネルギーで表した自給率

※2 生産額ベース：経済的価値に着目し金額に換算して表した自給率

### **(3) 新たな日常への対応や価値観の多様化**

- 食生活の欧米化や外食・中食の増加など、ライフスタイルや食に関する価値観は近年多様化してきました。こうしたなか、伝統的な食文化の衰退や農業への理解は低下し、食と農の関わりは希薄になっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、命を脅かすだけでなく、移動や交流の制限など生活様式にも大きな影響を与えています。新たな日常への対応は、人との交流や食のあり方を見つめ直す契機にもなっており、国民の心身の健康や豊かな人間性の形成、食と農のつながりを深めるために、食育や地産地消の推進は重要度を増しています。

### **(4) 農業の生産力強化・成長産業化**

- 人口減少による国内市場の縮小、原料・資材価格の高騰、輸入農産物の増加による価格競争の激化などが、農業経営に大きな影響を与えています。担い手の不足や高齢化により労働力も低下するなか、農業の生産力を強化し、かつ成長産業とするため、国は担い手への農地の集積・集約化、高収益作物の導入、6次産業化の推進など、強い農業づくりを進めています。また、近年は農業の分野においても、デジタル技術を活用したスマート農業の活用が進められ、生産性向上に効果を発揮するものと期待されています。

### **(5) 農業生産基盤の継承**

- 令和4年5月に発生した明治用水頭首工での大規模漏水は、安城市をはじめとするこの地域の農業に大きな影響を与え、明治用水をはじめとする農業生産基盤の大切さを再認識するところとなりました。先人たちの努力によりもたらされた農業水利や農地は、農業生産における基礎的な資源となります。生産性向上のため、ほ場区画の大型化や老朽化する農業用排水路の維持管理などに適切に対応し、良好な農業生産基盤を次世代へつないでいく必要があります。

### **(6) 持続可能な発展のための取組**

- 自然や生態系の力を巧みに引き出して行われる農業において、自らの活動に起因する環境負荷の軽減を図り、豊かな地球環境を維持することは、持続的な発展のために不可欠となります。世界的にSDGsやカーボンニュートラルへの取組が加速するなか、農業や食品の製造・消費においても、化学農薬や化学肥料の低減、食品ロスの削減などにより環境負荷の軽減を図り、自然と調和した活動を行うことが求められています。

## 4 安城農業の現状



### 4-1 農家・農業従事者の現状

#### (1) 農家数

- 令和2年の安城市の農家数は1,660戸で、このうち販売農家は799戸、自給的農家は861戸となっています。農家数は減少しており、平成22年からの10年間で678戸減少しています。

(各年2月1日現在 単位：戸、%)

年次	農家数					
	総数	販売農家				自給的農家
		総数	専業	兼業		
				第1種	第2種	
平成22年	2,338	1,436 (100.0)	232 (16.2)	233 (16.2)	971 (67.6)	902
平成27年	2,028	1,123 (100.0)	325 (28.9)	139 (12.4)	659 (58.7)	905
令和2年	1,660	799	—	—	—	861

出典：農林業センサス ※2020年農林業センサスの調査体系変更により、横線は調査未実施

#### <用語の定義>

農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯

販売農家：経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家



## (2) 経営体数

- 令和2年の農業経営体数は822で、うち個人経営体が811となっています。経営体数も減少傾向にあり、平成22年からの10年間で649減少しています。

(単位：経営体)

年次	農業経営体			
	総数	個人経営	団体経営	法人経営
平成22年	1,471	1,456	15	11
平成27年	1,154	1,144	10	10
令和2年	822	811	11	11

出典：農林業センサス

### <用語の定義>

農業経営体：農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、(1) 経営耕地面積が30a以上、(2) 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350m<sup>2</sup>、搾乳牛1頭等）、(3) 農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの

## (3) 主副業別経営体数・販売農家数

- 令和2年の個人経営体811のうち、農業を主業としている経営体は200(24.7%)となっています。

(単位：経営体、%)

年次	計	主業		準主業		副業的
		65歳未満の農業専従者がいる	65歳未満の農業専従者がいる	65歳未満の農業専従者がいる	65歳未満の農業専従者がいる	
平成22年	1,436 (100.0)	274 (19.1)	245 (17.1)	308 (21.4)	164 (11.4)	854 (59.5)
平成27年	1,123 (100.0)	253 (22.5)	228 (20.3)	152 (13.5)	85 (7.6)	718 (63.9)
令和2年	811 (100.0)	200 (24.7)	191 (23.6)	100 (12.3)	56 (6.9)	511 (63.0)

出典：農林業センサス ※平成22年・27年は販売農家数、令和2年は個人経営体数

### <用語の定義>

主業：世帯所得の50%以上が農業所得で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる

準主業：世帯所得の50%未満が農業所得で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる

副業的：1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない

#### (4) 農業従事者数等

- 令和2年の個人経営体の農業従事者数は2,032人、基幹的農業従事者数は1,278人となっています。農業従事者数、農業就業人口、基幹的農業従事者数はいずれも減少傾向にあり、いずれの平均年齢も増加傾向にあります。令和2年の基幹的農業従事者の平均年齢は67.5歳となっています。

(各年2月1日現在 単位：人、歳)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農業従事者数	5,351	4,138	3,063	2,032
平均年齢	57.6	58.9	61.1	63.7
農業就業人口	3,397	2,492	2,086	—
平均年齢	63.1	65.2	66.3	—
基幹的農業従事者数	2,302	2,047	1,876	1,278
平均年齢	64.0	66.0	67.3	67.5

出典：農林業センサス ※平成27年までは販売農家のみの数値、令和2年は個人経営体のみの数値、横線は調査未実施

#### <用語の定義>

農業従事者：15歳以上の世帯員で、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

農業就業人口：農業従事者のうち、自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者

基幹的農業従事者：農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

## 4-2 生産基盤の現状

### (1) 農地面積

- 令和3年の農地面積は3,639haとなっており、市街化区域、市街化調整区域ともに減少しています。

(各年1月1日現在 単位：ha)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
市街化区域	35	29	26	25	22
市街化調整区域	3,696	3,657	3,642	3,630	3,617
合計	3,731	3,686	3,668	3,655	3,639

資料提供：資産税課

### (2) 経営耕地面積

- 令和2年の経営耕地面積は3,101haで、このうち田が9割以上の2,864haを占めています。

(各年2月1日現在 単位：ha、%)

年次	総数 (ha)	田	畑	樹園地
平成22年	3,372 (100.0)	3,045 (90.3)	213 (6.3)	114 (3.4)
平成27年	3,093 (100.0)	2,830 (91.5)	176 (5.7)	87 (2.8)
令和2年	3,101 (100.0)	2,864 (92.4)	154 (5.0)	83 (2.7)

出典：農林業センサス

#### <用語の定義>

経営耕地：農業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）のことで、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計

### (3) 農用地区域面積

- 令和3年の農用地区域面積は3,585haとなっています。農地面積、経営耕地面積と同様に減少しています。

(各年2月1日現在 単位：ha)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
農用地区域面積	3,649	3,628	3,617	3,612	3,585

資料提供：資産税課

## 4-3 農業経営体の現状

### (1) 組織形態別〈農業経営体数〉

- 令和2年の農業経営体（822 経営体）を組織形態別で見ると、法人化率は1.3%となっています。

（令和2年2月1日現在 単位：経営体、%）

区分	総数	法人化している経営体	法人化していない経営体
農業経営体数	822 (100.0)	11 (1.3)	811 (98.7)

出典：農林業センサス

### (2) 経営耕地面積規模別〈農業経営体数〉

- 経営耕地面積別で見ると、「1.0ha 未満」が63.7%で最も多くなっています。

（令和2年2月1日現在 単位：経営体、%）

区分	総数	経営耕地なし	1.0ha 未満	1.0～3.0ha	3.0～20ha	20～100ha	100ha 以上
農業経営体数	822 (100.0)	9 (1.1)	524 (63.7)	215 (26.2)	27 (3.3)	46 (5.6)	1 (0.1)

出典：農林業センサス

### (3) 農産物販売金額規模別〈農業経営体数〉

- 農産物の販売金額別で見ると、「50～500万円」が41.4%で最も多く、次いで「50万円未満」が25.3%となっており、これらと「販売なし」を合わせた「500万円未満」の経営体が74.1%を占めています。

（令和2年2月1日現在 単位：経営体、%）

区分	総数	販売なし	50万円未満	50～500万円	500～1,000万円
農業経営体数	822 (100.0)	61 (7.4)	208 (25.3)	340 (41.4)	62 (7.5)

1,000～3,000万円	3,000～5,000万円	5,000万円～1億円	1億円以上
100 (12.2)	30 (3.6)	15 (1.8)	6 (0.7)

出典：農林業センサス

#### (4) 経営形態別〈農業経営体数〉

- 経営形態別でみると、単一経営は 614、準単一複合経営は 99、複合経営は 48 となっています。部門別では、単一経営では「稲作」、「果樹類」、「露地野菜」、「施設野菜」が多く、準単一複合経営では「露地野菜が主位のもの」、「果樹類が主位のもの」、「稲作が主位で 2 位が麦類作」、「稲作が主位で 2 位が果樹類」が多くなっています。

(令和 2 年 2 月 1 日現在 単位:経営体、%)

区分	単一経営 総数	稲作	麦類作	雑穀・ いも類 ・豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜
単一 経営	614 (100.0)	279 (45.4)	2 (0.3)	3 (0.5)	8 (1.3)	80 (13.0)	65 (10.6)

果樹類	花き・ 花木	その他 の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏
134 (21.8)	34 (5.5)	1 (0.2)	3 (0.5)	3 (0.5)	1 (0.2)	1 (0.2)

区分	準単一複合経営							
	準単一 複合経営 総数	稲作が主位部門で 2 位が						麦類作 が主位 のもの
		小計	麦類作	雑穀・ いも類 ・豆類	露地 野菜	果樹類	その他 の作物	
準単一 複合経営 及び複合 経営	99 (100.0)	38 (38.4)	15 (15.2)	4 (4.0)	6 (6.1)	12 (12.1)	1 (1.0)	5 (5.1)

準単一複合経営							複合 経営 総数
工芸 農作物 が主位 のもの	露地 野菜が 主位の もの	施設 野菜が 主位の もの	果樹類 が主位 のもの	花き・ 花木が 主位の もの	その他 作物が 主位の もの	肉用牛 が主位 のもの	
1 (1.0)	22 (22.2)	9 (9.1)	18 (18.2)	2 (2.0)	3 (3.0)	1 (1.0)	48

出典：農林業センサス

#### <用語の定義>

単一経営：主位部門の販売金額が 8 割以上の経営

準単一複合経営：主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の経営

複合経営：主位部門の販売金額が 6 割未満の経営

(5) 経営形態別〈認定農業者数〉

- 令和4年の認定農業者数は、140（個人130人、法人10）となっています。営農類型別では、「稲作」（23.6%）が最も多く、次いで「施設野菜」、「稲作+施設野菜」、「その他複合経営」となっています。

（令和4年4月1日現在 単位：人、%）

営農類型		認定農業者数	構成比
単一経営	稲作	33 <4>	23.6
	露地野菜	5	3.6
	施設野菜	23	16.4
	果樹類	5	3.6
	施設花き・花木	10	7.1
	酪農	2	1.4
	肉用牛	2 <2>	1.4
	養豚	1 <1>	0.7
	養蜂	1	0.7
	工芸農作物	1	0.7
	小計	83 <7>	59.3
複合経営	稲作+露地野菜	7	5.0
	稲作+施設野菜	16	11.4
	稲作+果樹類	8	5.7
	稲作+施設花き・花木	1	0.7
	稲作+肉用牛	0	0.0
	稲作+養鶏	1	0.7
	稲作+その他作物	2 <1>	1.4
	露地野菜+その他	2	1.4
	施設野菜+その他	3	2.1
	施設花き・花木+その他	1	0.7
	その他複合経営	16 <2>	11.4
小計	57 <3>	40.7	
合計	140 <10>	100.0	

資料提供：農務課

※ <> は法人数。四捨五入の関係で構成比の積上げと小計及び合計は一致しない。

<用語の定義>

認定農業者：農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、5年後の農業経営改善計画を作成し、市町村の基本構想に照らし適切であるものとして市長の認定を受けた者。

## (6) 年代別〈認定農業者数〉

- 令和4年の認定農業者（法人を除く。）を年代別で見ると、「50歳代」（33.6%）が最も多くなっています。

（令和4年4月1日現在 単位：人、%）

区分	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
認定農業者数	0 (0.0)	9 (6.9)	29 (22.1)	44 (33.6)	31 (23.7)	16 (12.2)	2 (1.5)	131 (100.0)

資料提供：農務課 ※ただし、法人を除き、共同申請者は代表者計上

## 4-4 都市農業の現状

### (1) 市街化区域内農地面積

- 市街化区域内の農地は都市化とともに減少しており、令和3年時点（22ha）では18年前（平成15年、124ha）の5分の1未満となっています。生産緑地は、累計35haが指定されましたが、行為制限の解除等が進み、令和3年時点の指定面積は14.2haとなっています。

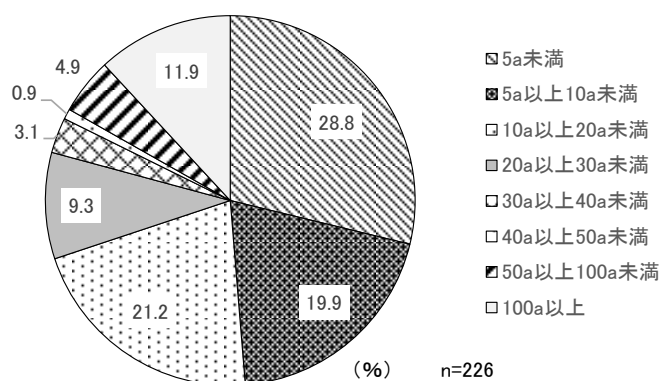
（各年3月31日現在 単位：ha）

区分	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和3年
市街化区域内農地面積	124	75	50	29	22
うち生産緑地	29.8	22.5	18.3	15.8	14.2

資料提供：資産税課、都市計画課

### (2) 所有している農地の面積

- 都市農業者が都市農業の対象区域において所有している農地面積は、5a未満が最も多く、10a未満が約半数となっており、小規模農地が多い状況です。

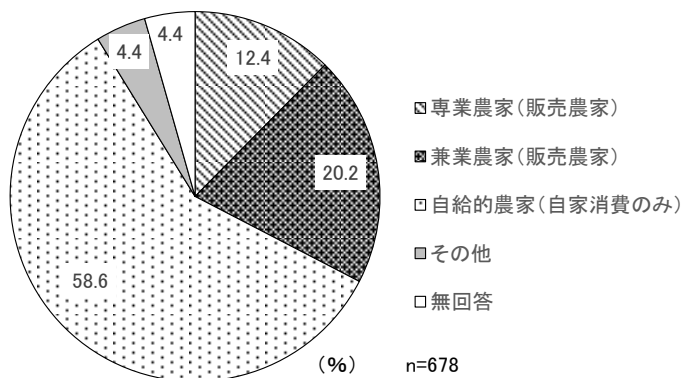


資料：安城都市農業に関するアンケート（平成30年）

※市街化区域内農地の面積

### (3) 農家形態

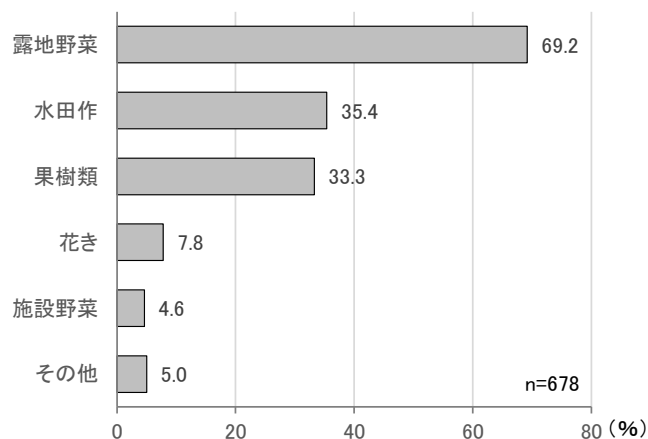
- 都市農業の対象区域内の耕作者のうち、販売農家は3割強、自給的農家は6割弱となっています。



資料：安城都市農業に関するアンケート（平成 30 年）

### (4) 栽培作物

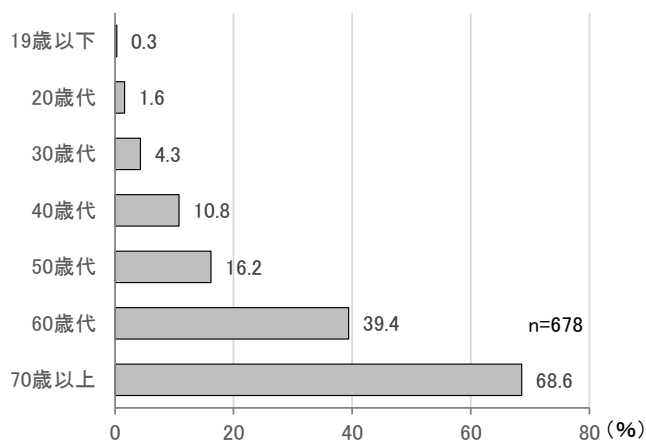
- 栽培作物は、露地野菜が最も多く栽培されており、他に水田作、果樹類等、多様な作物が栽培されています。



資料：安城都市農業に関するアンケート（平成 30 年）

### (5) 農業従事者の年齢

- 都市農業の農業従事者の年齢は 70 歳以上が最も多く、次いで 60 歳代が多くなっており、高齢者が中心となって従事しています。



資料：安城都市農業に関するアンケート（平成 30 年）

※各世帯における年代別の農業従事者の有無について回答しているため、回答率の合計が 100%を超えています。



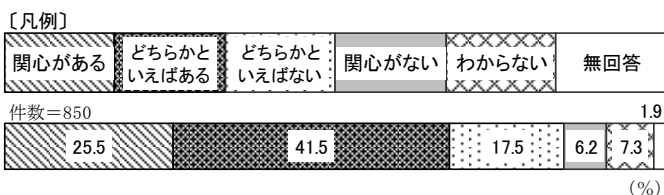
# 5 市民・農業者の意識



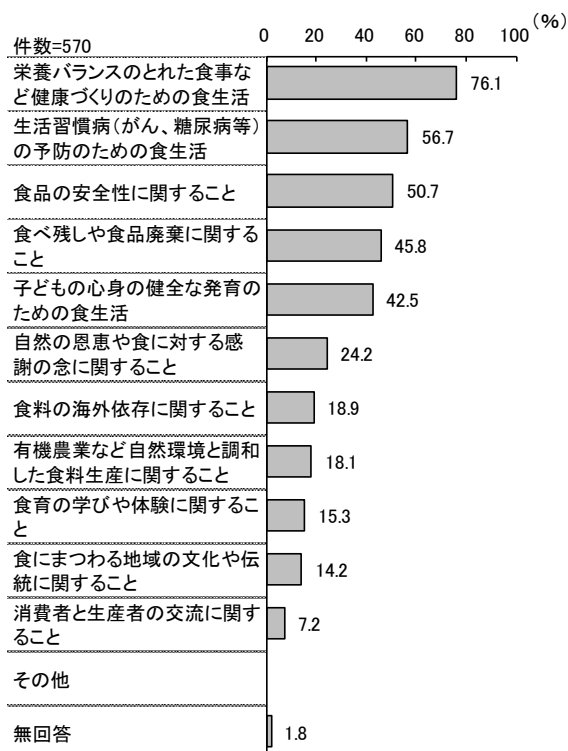
## 5-1 市民の意識 (令和4年2月「安城市の食と農を考える市民アンケート調査」より)

### <食育について>

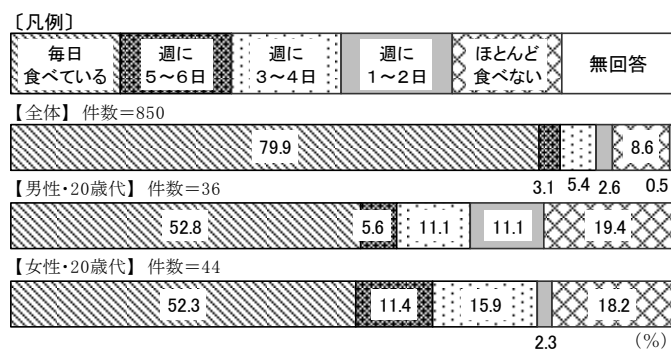
#### 食育に関心があるか



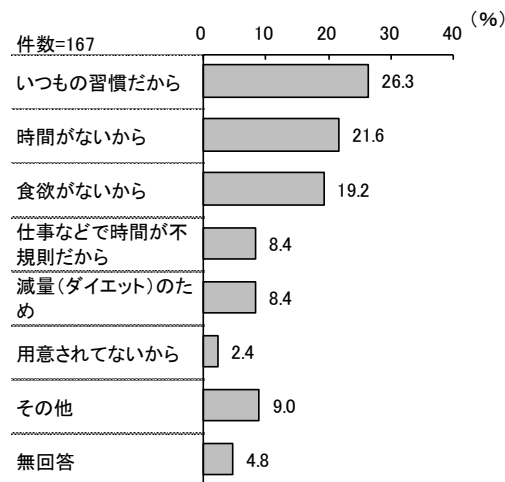
#### 食育について関心のあること



#### ふだん朝食を食べているか

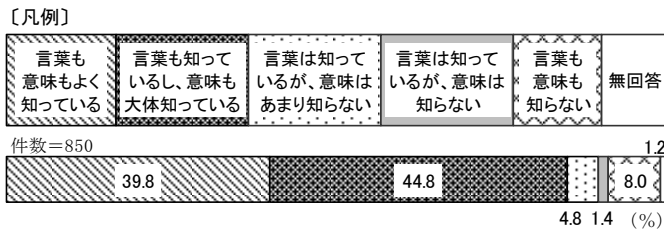


#### 朝食を食べない理由

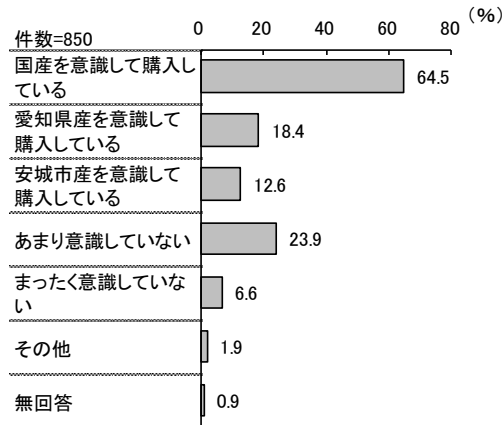


## <地産地消について>

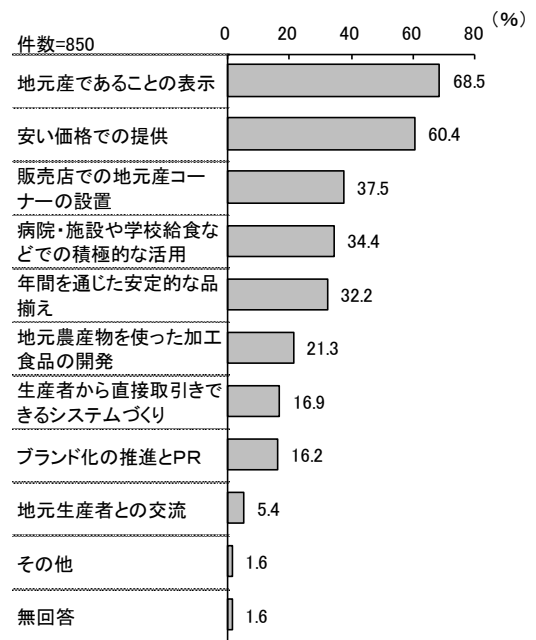
### 地産地消という言葉や意味を知っているか



### 農林水産物の産地を意識して購入しているか

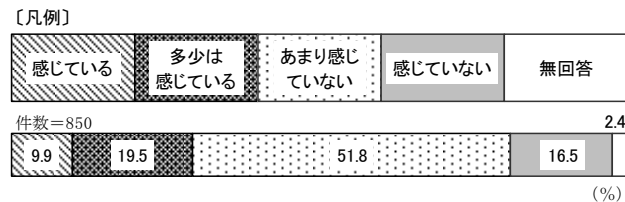


### 地産地消の推進に必要なこと

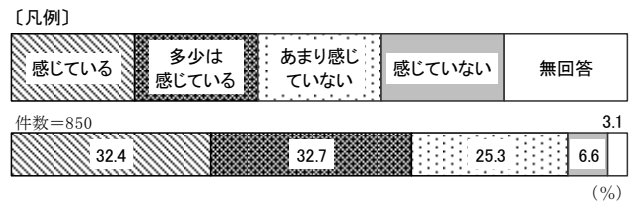


## <食の安全性について>

### 国産の食品に不安を感じているか

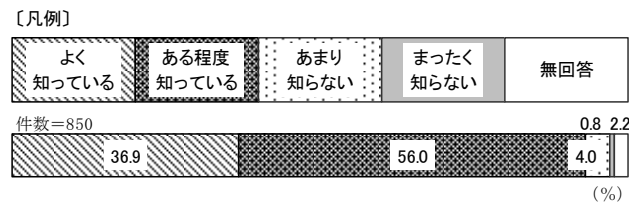


### 輸入した食品に不安を感じているか

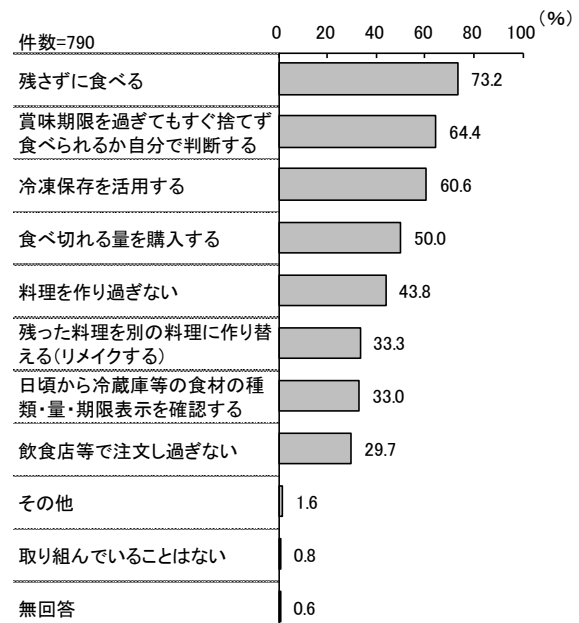


## <食品ロスについて>

### 食品ロスが問題であることを知っているか

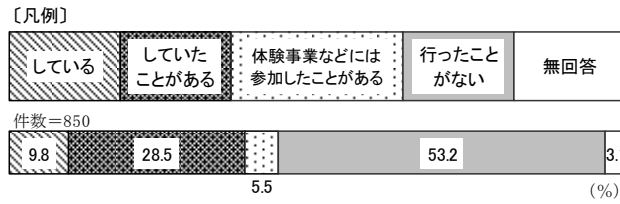


### 食品ロスを減らすために取り組んでいること

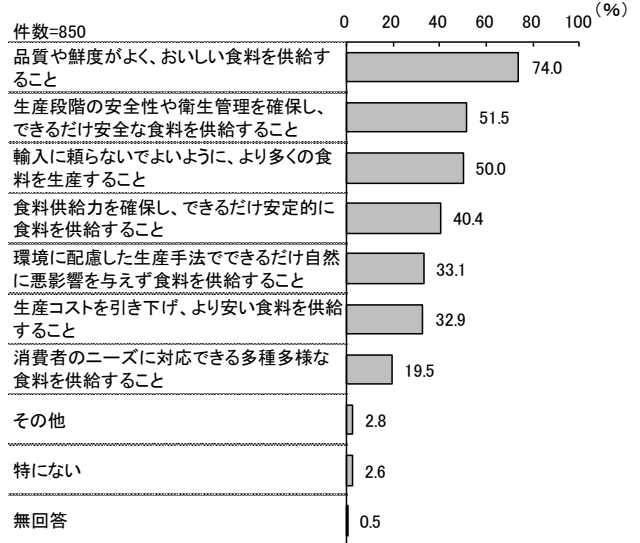


## <農業について>

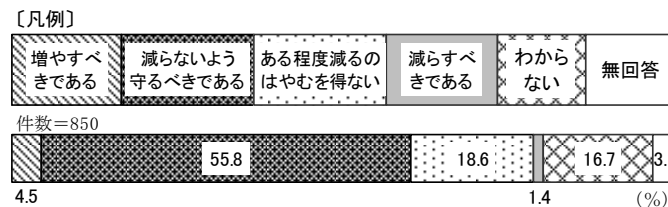
### 農作業や農業体験などを行ったことがあるか



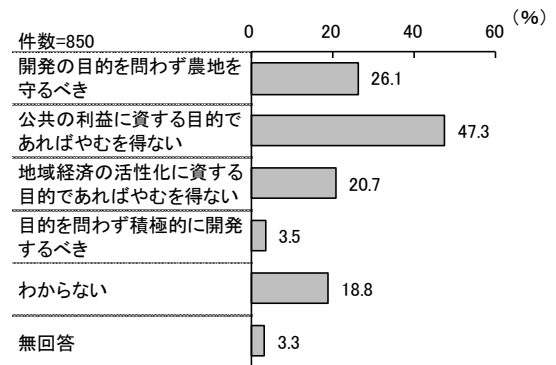
### 農業に期待していること



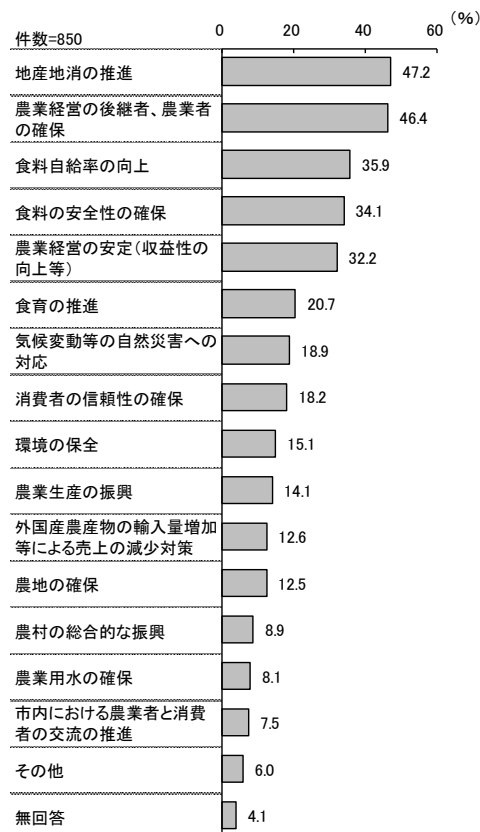
### 市内の農地についてどう考えるか



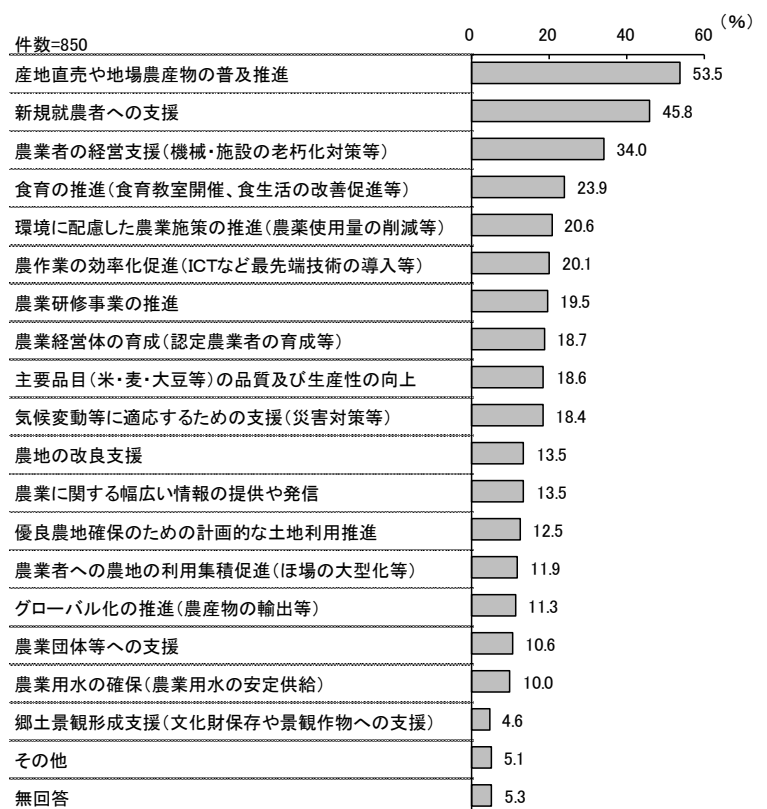
### 市内の農地の減少傾向をどう考えるか



### 市の農業の課題は何か



### 市の農業の課題の対策に必要な施策は何か

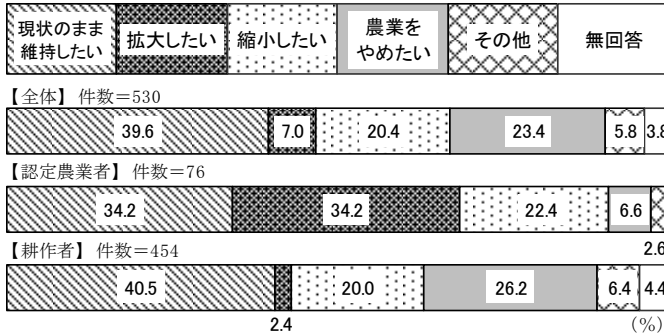


## 5-2 農業者の意識 (令和4年2月「安城市の農業に関する農業者アンケート調査」より)

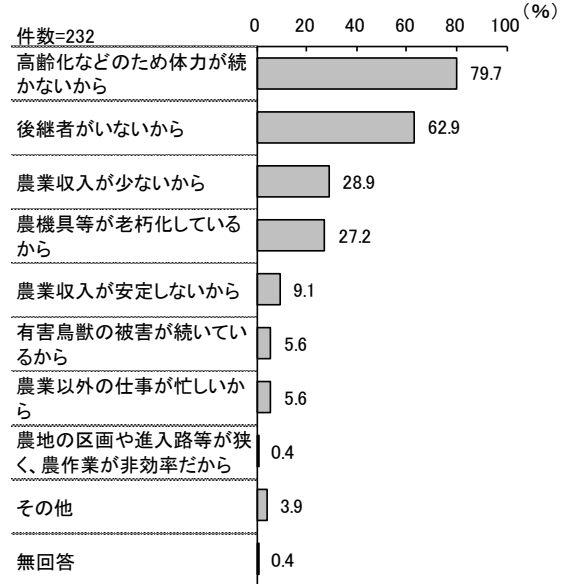
### <農業経営について>

#### 10年後の農業経営についてどのように考えるか

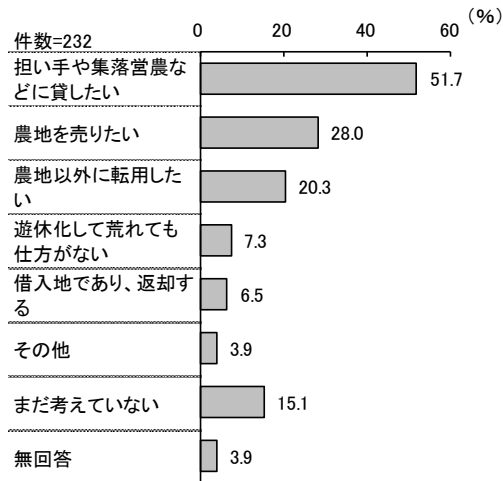
〔凡例〕



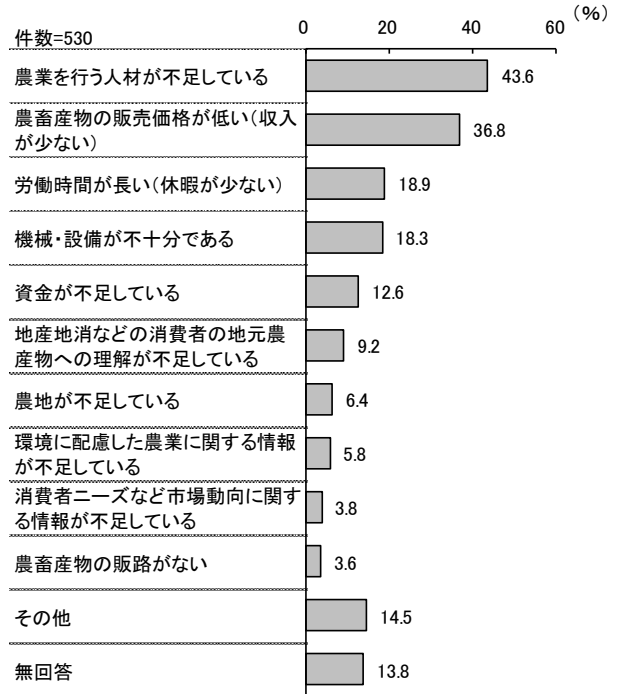
#### 農業を「縮小」または「やめたい」理由



#### 耕作しなくなる農地をどうしたいか

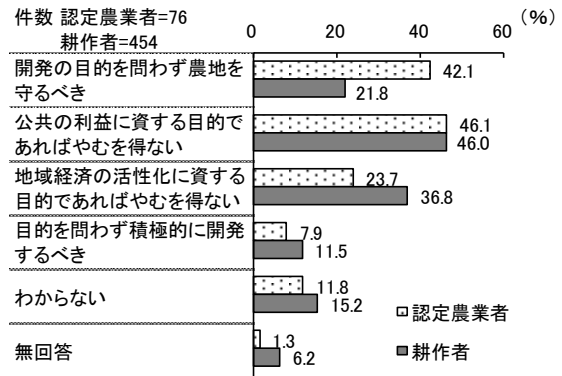
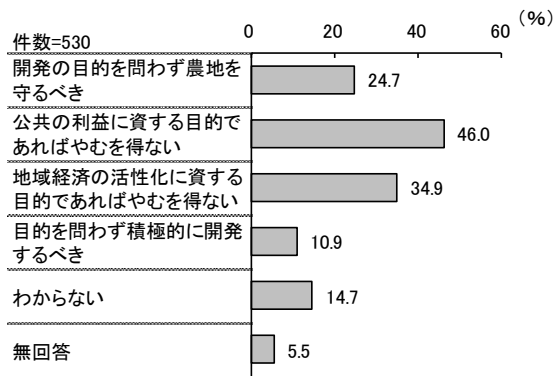


#### 農業経営で感じている問題は何か

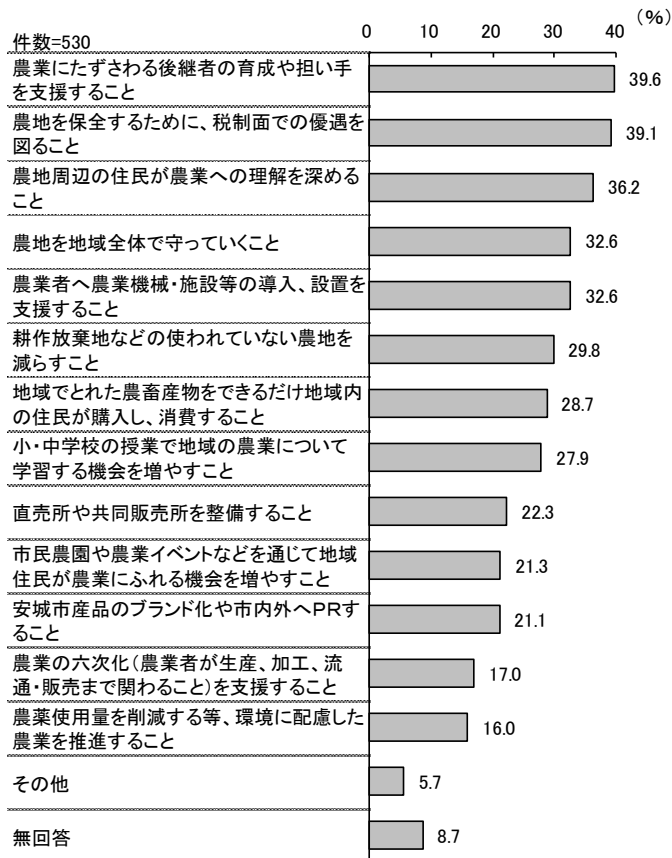


## <農業振興について>

### 市内の農地の減少傾向をどう考えるか



### 農業を続けるために必要な支援策は何か



## 6 安城農業の課題整理



社会情勢や安城農業の現状、市民・農業者の意識を踏まえ、食料・農業・交流の項目ごとに課題を整理しました。

項目	現状の整理	課題
食料	<p>&lt;社会情勢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食料の海外依存が高まる中での食料安全保障の確保</li> <li>○ライフスタイルや食に関する価値観の多様化</li> <li>○食と農の関わりの希薄化</li> <li>○環境問題への世界的な取組</li> <li>○新たな日常への対応</li> </ul> <p>&lt;市民の意識&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食育への高い関心</li> <li>○健康づくり・疾病予防のための食生活を重視</li> <li>○国産食料の安全性への高い信頼</li> <li>○地元農産物購入への意識が低い</li> <li>○美味しく安全な食料供給への高い期待</li> <li>○食品ロスへの高い関心</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全・安心な地元農産物の継続的な提供</li> <li>●地元農産物への理解促進</li> <li>●価値観の多様化や生活様式の変化への対応</li> <li>●食を通じた健全な生活の実現</li> <li>●環境に配慮した消費の推進</li> </ul>
農業	<p>&lt;社会情勢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業従事者の減少と高齢化</li> <li>○雇用就農者や企業参入など就農における選択肢の拡大</li> <li>○農地の集積・集約やスマート農業の活用</li> <li>○農業生産基盤の老朽化</li> <li>○環境問題への世界的な取組</li> </ul> <p>&lt;安城農業の現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農家数・農業経営体の減少と農業従事者の高齢化</li> <li>○農地面積の減少</li> <li>○担い手への農地の集積・集約が進む</li> <li>○小規模な経営体の多さと多様な経営形態</li> <li>○農業経営体の法人化率が低い</li> </ul> <p>&lt;市民・農業者の意識&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業経営の縮小・離農意向が高い</li> <li>○人材不足と農畜産物の販売価格の低さ、労働時間の長さを農業経営の課題と感じている</li> <li>○農地保全への高い意向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●後継者や新規就農者などの確保・育成</li> <li>●意欲ある農業者の生産力強化</li> <li>●農業生産基盤の整備と適切な維持管理</li> <li>●多様な人材や経営形態による農業経営への支援</li> <li>●環境と調和した持続可能な農業の推進</li> </ul>
交流	<p>&lt;社会情勢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業や農村への関心や理解の低下</li> <li>○新型コロナウイルス感染症による移動や交流の制限</li> </ul> <p>&lt;市民・農業者の意識&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の約半数が農作業・農業体験等を未経験</li> <li>○農地周辺住民の農業への理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業とのふれあいの機会の提供</li> <li>●農業への理解促進や安城農業の魅力発信</li> <li>●農業者と市民などの交流促進</li> </ul>

## 7 計画の基本的な考え方



整理した課題を踏まえ、基本的な考え方となる、計画の目指す姿と施策の基本方針を定めます。

### 7-1 計画の目指す姿

## 日本デンマークの継承と 新時代を拓く安城農業の実現

「日本デンマーク」という呼び名は、近年「かつて」を付けて語られることが多くなっています。奇しくも、令和4年5月に明治用水頭首工で発生した大規模漏水は、私たちに明治用水をはじめとする農業生産基盤の大切さを再認識させるとともに、本市の農業について考える契機となりました。

安城が世界的な農業国デンマークに例えられたのは、農業近代化への取組を全国に先駆けて行ったためです。先人たちは、経済不況や農村振興への対応が課題となるなか、経営の多角化や組織的な共同経営により、農産物の価値向上や販路拡大、経営の合理化を行うなど、新しいことに挑戦して時代を切り拓いてきました。また、農業教育の普及による人材育成や農民の健康保持のための組合病院設立など、農業とともに豊かな暮らしを築いてきたことも忘れてはなりません。

そしていま、本市の農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や経営環境の悪化などにより、厳しさを増しています。また、社会全体においても健康寿命の延伸や食料の安全性、環境問題への取組などが重要視されるなか、農業が果たす役割は今まで以上に大きくなっています。

こうした様々な課題に、先人たちのような開拓者精神を持って立ち向かい、農業の持続的な発展と幸せな市民生活を実現するため、本計画の目指す姿を、「日本デンマークの継承と新時代を拓く安城農業の実現」とします。

## 7-2 施策の基本方針

計画の目指す姿を踏まえ、食料・農業・交流に関する施策の基本方針を設定します。

### 1 食料に関する基本方針

#### 「農業の恵みを楽しむ農業を支える市民生活の実現」

- 私たちの命の源である食料について、安全・安心でおいしい地元農産物が提供されるよう、農業者が生産活動を適切に管理する取組などを促進します。また、市民が安全・安心な食料を自ら選択できるよう、食料の安全に関する知識の普及や理解の促進に取り組みます。
- 価値観や生活様式が変化するなかでも、市民一人一人が健全な生活を送り、豊かな人間性を育むことができるよう、農業が身近にある利点を活かしながら食育と地産地消を推進します。また、市民の積極的な地元農産物の選択や環境に配慮した行動を促進し、農業を支える仕組みを作ります。

### 2 農業に関する基本方針

#### 「活力ある農業経営基盤の構築と持続可能な農業の推進」

- 認定農業者など意欲ある農業者の生産力向上のため、優良農地の確保や農地の集積・集約、ほ場区画の大型化、老朽化が進む農業用排水路の適切な維持管理などを行い、良好な生産基盤を整備します。また、所得増大や経営安定化、スマート農業の活用による生産性向上のための取組を支援するとともに、青年の新規就農や定年帰農の促進、農業経営法人化の推進により、多様な担い手の確保・育成を図り、活力ある農業経営基盤の構築を目指します。
- 化学肥料の使用量削減や廃プラスチックの排出抑制など、カーボンニュートラルに向けた取組を支援し、環境負荷の軽減を図ります。また、農業が持つ、水源かん養、良好な景観の形成、教育・文化伝承の場などの多面にわたる機能が十分に発揮されるよう取り組むことで、農業の持続的な発展のみならず、魅力ある自然環境、生活環境づくりに寄与します。

### 3 交流に関する基本方針

#### 「農業を核とした交流促進と農業資源を活用した安城農業の活性化」

- 安城農業が持つ魅力を発信するとともに、農業とのふれあいの機会を提供し、市民の農業への理解や農業者と市民、市民同士などの相互交流を促進します。
- 地元農産物やデンパークなどの農業資源と観光資源をつなぐことで関係人口の創出・拡大や広域的な交流を促進し、安城農業の活性化を図ります。

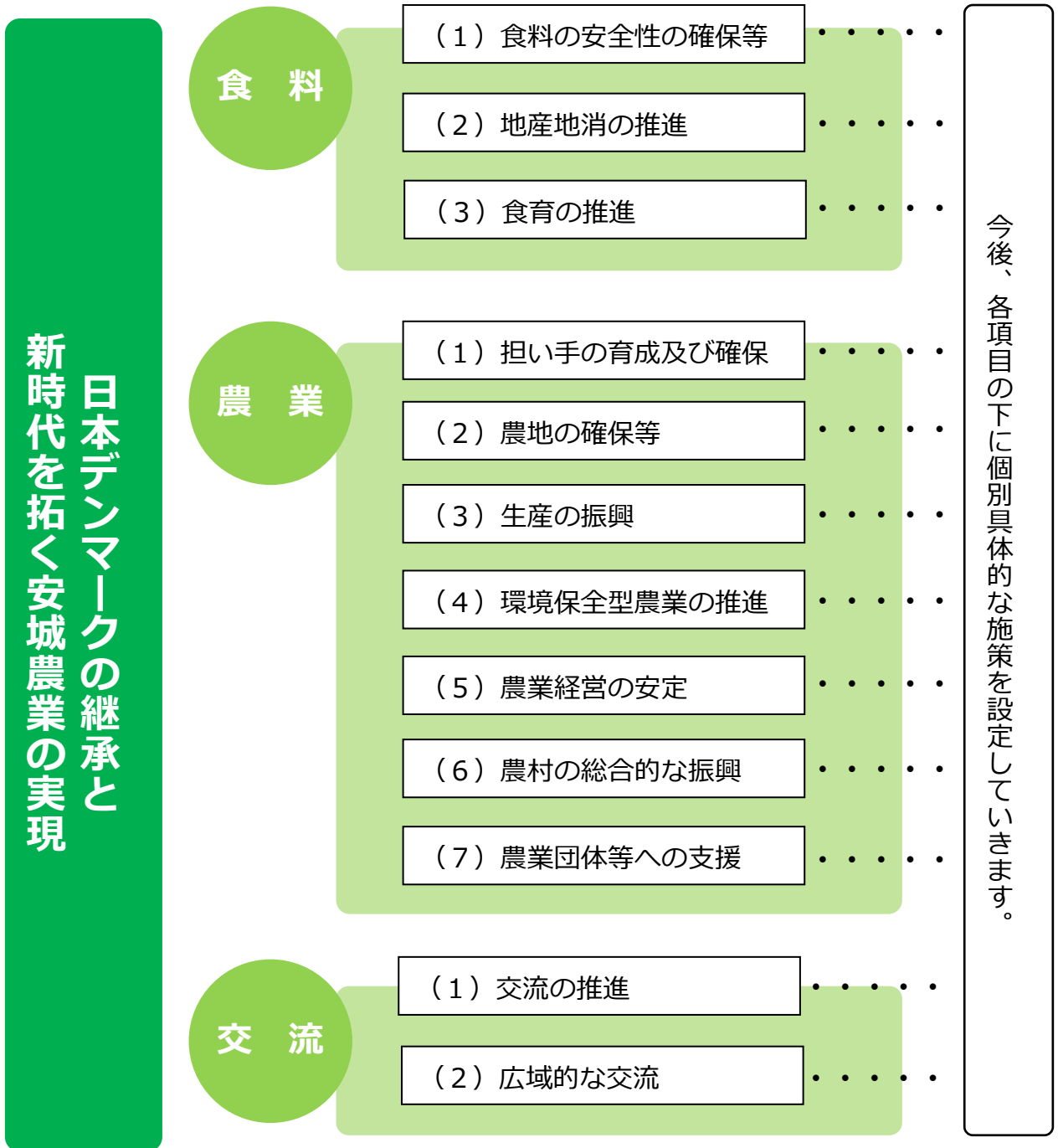


## 7-3 計画の体系

施策の基本方針を踏まえ、計画体系を以下のように設定します。

【めざす姿】

【項目】





## 補 足 資 料

# 1 関連計画の動向



## 1-1 国の動向

### ア. 食料・農業・農村基本計画

- 令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする計画です。
- 施策の推進に当たっての基本的な視点として、以下の事項が示されています。
  - ・ 消費者や実需者のニーズに即した施策の推進
  - ・ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
  - ・ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
  - ・ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
  - ・ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
  - ・ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
  - ・ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
  - ・ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策の展開

### イ. みどりの食料システム戦略

- みどりの食料システム戦略は、令和3年5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として策定された計画です。
- SDGs、脱炭素に取り組む国内外の動きが加速するなか、我が国の食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築するための具体的な取組として、以下の事項が示されています。
  - ・ 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
  - ・ イノベーションなどによる持続的生産体制の構築
  - ・ ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立
  - ・ 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進
  - ・ 食料システムを支える持続可能な農山漁村の創造
  - ・ サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携
  - ・ カーボンニュートラルに向けた森林・木材のフル活用による二酸化炭素吸収と固定の最大化

## ウ. 第4次食育推進基本計画

- 「食育推進基本計画」は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めた計画です。
- 「第4次食育推進基本計画」（計画期間：2021～2025年度）では、基本的な方針として、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」の3つを定め、推進する内容として、以下の事項が示されています。
  - ・ 家庭における食育の推進
  - ・ 学校、保育所などにおける食育の推進
  - ・ 地域における食育の推進
  - ・ 食育推進運動の展開
  - ・ 生産者と消費との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化など
  - ・ 食文化の継承のための活動への支援など
  - ・ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

## エ. 都市農業振興基本計画

- 平成28年に策定された「都市農業振興基本計画」は、都市農業振興基本法に基づき、都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする計画です。
- 基本法の政策課題を「都市農業の多様な機能の発揮」とし、都市農業を農業政策・都市政策の双方から再評価し、都市農業振興に関する新たな施策の方向性について「担い手の確保」「土地の確保」の2つの観点から提示しながら、保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策を講じる必要があると定めています。

## 1-2 愛知県の動向

### ア. 食と緑の基本計画 2025

- 「食と緑の基本計画」は、愛知県の「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に基づき、食と緑に関する県の施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする計画です。
- 「食と緑の基本計画 2025」（計画期間：2021～2025 年度）では、2025 年に“めざす姿”として2つの姿が掲げられ、これらを柱とする施策体系が示されています。

柱1 生産現場における“めざす姿”「持続的に発展する農林水産業の実現」

- ・意欲ある人材の確保・育成
- ・生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実
- ・新たな需要を創造し持続可能な農林水産業の実現

柱2 県民の暮らしにおける“めざす姿”「農林水産の恵みを共有する社会の実現」

- ・農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進
- ・災害に強く安全で快適な環境の確保
- ・地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現

### イ. あいち食育いきいきプラン 2025

- 「あいち食育いきいきプラン（愛知県食育推進計画）」は、食育基本法に基づき、愛知県食育推進会議が作成する計画で、県の食育推進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする計画です。
- 「あいち食育いきいきプラン 2025（第4次愛知県食育推進計画）」（計画期間：2021～2025 年度）では、健康で活力ある社会の実現を目指すために、以下の4つの取組が示されています。

- ・食を通じて健康な体をつくる取組
- ・食を通じて豊かな心を育む取組
- ・食を通じて環境に優しい暮らしを築く取組
- ・食育を支える取組

### ウ. 愛知県都市農業振興計画

- 平成 29 年に策定された「愛知県都市農業振興計画」は、都市農業振興基本法に基づき、県の都市農業が持つ様々な可能性を広げその豊かさを農業者と都市住民がともに享受して未来へつなぐことを目的とする計画です。
  - めざす姿として以下の3つが掲げられています。
- ・都市農業の安定的な継続
  - ・農と緑に恵まれた都市環境の形成
  - ・農のある豊かな暮らしの享受

### 1 - 3 第8次安城市総合計画

- 第8次安城市総合計画では、目指す都市像を「幸せつながる健幸都市」としています。令和元年度に策定された後期計画の「農業」の部分には、以下の5つの施策の方針が示されています。
  - ・ 農地流動化及び担い手育成の推進
  - ・ 基盤整備の実施及び地域活動による農地などの持つ多面的機能の維持
  - ・ 地域の特性を生かした多様な農業支援
  - ・ 地産地消及び食育の推進
  - ・ 農とのふれあい

## 2 安城市農業基本条例及び関連法令



### 安城市農業基本条例

条例の 基本 理念	食料の在り方に関する基本理念（3条）		
	食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることを踏まえ、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び災害等の不測の事態への対応にも貢献することを目標として、将来にわたって安全な食料が安定的に供給されなければならない。		
	農業の発展の在り方に関する基本理念（4条）		
	農業は、農地、農業用地その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全への配慮がされ、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。		
	地域住民と農業者との交流等の在り方に関する基本理念（5条）		
	地域住民と農業者との交流その他の市民及び組織間の交流は、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを推進するための相互理解及び連携を深める上で欠くことができないものであることを認識して、積極的かつ継続的に行われなければならない。		
	計画策定根拠・計画への記載事項等（11条）		
	市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念の通り、食料・農業・交流基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 施策についての基本方針 (2) 食料自給率の目標 (3) 農地及び農業用水の有効利用に関する目標 (4) 前3号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項		
	施策についての基本的な事項（12条）		
	施策の策定及び実施は、基本計画の通り、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携が図られるように行われなければならない。 (1) 安全な食料の安定的な供給を支援すること。 (2) 地産地消を推進すること。 (3) 食育を推進すること。 (4) 農業の担い手を育成し、及び確保すること。 (5) 農地、農業用水その他の農業資源を確保し、及び環境との調和に配慮して整備すること。 (6) 農地の計画的かつ効率的な利用を促進すること。 (7) 農業の自然循環機能が維持増進されるように、農業の推進を図ること。 (8) 農村における住環境の整備及び良好な景観の保全を図ること。 (9) 地域住民と農業者との交流その他の交流を促進すること。		
食料・ 農業・ 交流基本 計画			<b>【該当条項】</b>
	食料に関する施策（第3節）		<b>食育*</b> <b>農振**</b>
	食料の安全性の確保等（13条）	市は、市民が安心して食料を消費することができるよう、食料の安全性の確保及び品質の改善に必要な支援その他の施策を講ずるものとする。	25条
	地産地消の推進（14条）	市は、食料自給率の向上及び健康の保持増進が図られるよう、地産地消を推進するために必要な施策を講ずるものとする。	23条    15条
	食育の推進（15条）	市は、市民が健全な食生活を築くことができるよう、食育を推進するために必要な施策を講ずるものとする。	19～22、 24・25条
	農業に関する施策（第4節）		
	担い手の育成及び確保（16条）	市は、認定農業者その他農業経営に意欲のある農業者が農業の中心的役割を担うような農業構造を確立するため、これらの者が誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるよう、必要な施策を講ずるものとする。 2 市は、社会の変化に対応できる多様な農業の担い手の育成及び確保を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 ※次は省略	11条
	農地の確保等（17条）	市は、農業生産に必要な農地及び農業用水の確保並びにその有効利用を図るため、計画的かつ効率的な土地の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。	13条
	生産の振興（18条）	市は、食料の安定的な供給に必要な農業生産の確保及び振興を図るため、農産物の品種改良又は品質改善に資する技術の開発及び普及に必要な支援をするとともに、産地化の推進及び農業団体と連携した適地適産の推進に必要な施策を講ずるものとする。 2 市は、食料自給率の向上を図るため、水田の積極的な高度利用が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。	11条
	環境保全型農業の推進（19条）	市は、農業の自然循環機能が維持増進されるよう、地球環境保全に貢献する農業の推進に必要な施策を講ずるものとする。 2 市は、農業による環境への負荷の低減を図るため、化学肥料及び農薬の適正な使用に関し必要な施策を講ずるものとする。	
	農業経営の安定（20条）	市は、認定農業者、新たに就農しようとする者等が農業経営者としての強い自覚が持てるよう、その意識改革のために必要な施策を講ずるものとする。 2 市は、農産物の価格の著しい変動、産地化の推進に伴う収穫量、価格等の不安定等が農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な支援その他の施策を講ずるものとする。	
	農村の総合的な振興（21条）	市は、秩序ある土地の利用並びに良好な景観の形成及び保全に配慮しつつ、農村が良好な定住の場となるよう、地域の特性に応じた住環境の整備その他の農村の総合的な振興に必要な施策を講ずるものとする。	12条
	農業団体への支援（22条）	市は、農業団体が基本理念の実現に資することができるよう、その組織の効率化の支援その他の農業団体の健全な発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。	
	交流に関する施策（第5節）		
	交流の推進（23条）	市は、市民、農業者、事業者及び農業団体が自発的に農業に関し相互の交流を促進することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。 ※次は省略	23条    16条～ 19条
	広域的な交流（24条）	市は、交流の場及び施設を活用して、前条に掲げる者相互の地域を越えた広域的な交流が促進できるよう、必要な施策を講ずるものとする。	

\*食育＝食育推進基本法    \*\*農振＝都市農業振興基本法



## 食育推進基本法

食育推進基本計画	計画策定根拠（18条）	
	市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。	【該当条項】
	基本的施策（見出しのみ掲載。条文は省略）	安城市農業基本条例
	家庭における食育の推進（19条） 学校、保育所等における食育の推進（20条） 地域における食生活の改善のための取組の推進（21条） 食育推進運動の展開（22条）	15条（食育の推進）
	生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（23条）	14条（地産地消の推進） 23条（交流の推進）
	食文化の継承のための活動への支援等（24条）	15条（食育の推進）
	食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（25条）	13条（食料の安全性の確保等） 15条（食育の推進）

## 都市農業振興基本法

都市農業振興基本計画	計画策定根拠（10条）	
	地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない。	【該当条項】
	基本的施策（見出しのみ掲載。条文は省略）	安城市農業基本条例
	都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保（11条）	16条（担い手の育成及び確保） 18条（生産の振興）
	都市農業の防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮（12条）	21条（農村の総合的な振興）
	的確な土地利用に関する計画の策定等のための施策（13条）	17条（農地の確保等）
	税制上の措置（14条）	
	都市農業により生産された農産物の地元における消費の促進（15条）	14条（地産地消の推進）
農作業を体験することができる環境の整備等（16条） 学校教育における農作業の体験の機会の充実等（17条） 国民の理解と関心の増進（18条） 都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等（19条）	23条（交流の推進）	